

悪質商法にご用心

クーリング・オフが成立すると契約しなかった状態に戻るため、商品の代金を支払う必要はありません。商品を受け取っていた場合でも、販売業者の負担で引き取ってもらえます。

◇はがき(簡易書留)での通知例◇

申し込み日 平成 年 月 日
 ・販売店(業者)名
 ・販売店(業者)住所
 ・商品名
 ・商品代金
 右記の申し込みは撤回します
 (契約を解除します)
 平成 年 月 日

相談窓口へ寄せられた

被害の実例

★被害事例1

訪問販売で「ただ今セール中で格安ですよ」と言われ、風除室の取り付けを、工事費を含め総額八十三万円で契約した。しかし、ほかではもっと安く請け負う業者もあると聞いたこと、及び支払いに不安を感じたため、解約を申し出ようと電話したが留守であった。再度電話したときには契約から約一か月も経っており、「あなたのは特注なため、解約には応じられない」との返答であった。どうしても解約したいが。

……クーリング・オフ期間を過ぎているので解約するとすれば違約料を

取られる可能性あり。

★被害事例2

消防署員のような服装をした男が「消防署の方から来た」と名乗り、消火器の購入を勧めてきた。足腰が悪く、歩くのがやっとの状態であり、お金もないと断ったが「隣近所はみんな買っている。体が不自由なればこそ必要」と言われ、断りきれずに契約した。消防署に問い合わせたところ、訪問販売はしていないと分かった。だまされたので解約したい。

……クーリング・オフ期間内であれば解約可能。

★被害事例3

「ワープロを使って月十万円から三十万円の安定収入。自宅で仕事可」の散ら

しを見て申し込み、登録料三万円払ったが、実際には仕事がないし、収入もないので解約したが、登録料が戻らない。登録料を返してほしい。

……契約書にその旨が記載されているのであれば難しい。

★被害事例4

「将来、上手に作れるようになったら高額で買い取る」と言われて始めたアクセサリーの通信講座。講座が終わってかなり上手に作れるようになったのに「形が不揃い」とか「仕上げが遅い」などと言ってちゃんと買い取ってくれない。講座料、材料費も支払ってしまったのに。……相談の内容から、クーリング・オフ期間が過ぎていているようなので解約は難しい。

トラブルに巻き込まれないために

1. 楽をしてもつかう話はありません。うまい話には必ず落とし穴があることを頭に入れておきましょう。
2. あいまいな返事はトラブルのもと。購入する意思がないときは、はっきりと「いいません」「必要ありません」と断りましょう。
3. 興味があるときでも即断は避け、勧誘内容が事実かどうか調べたり、家族など周りの人に相談したりしましょう。
4. 購入すると決めても、契約書の内容などをよく読み、よく聞き、慎重に行いましょう。
5. 万一、契約や解約をめぐってトラブルになりそうなきときは、迷わず市役所内の消費者相談窓口などに相談しましょう。

トラブルに巻き込まれたり
巻き込まれそうになったら

市民部 生活課

消費者相談窓口

☎49-3111 (内線214)

へどうぞ

